

審査基準

1 契約予定者の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を契約予定者に決定する。

2 審査方法

委嘱者が召集した CD116 陽性急性骨髄性白血病および若年性骨髄単球性白血病を対象とする非ウイルス遺伝子改変 GMR CAR-T 細胞の FIH 医師主導治験の実施支援業務選定委員会が、企画提案書に基づき、書類選考及び面接選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3 評価方法

評価は下記の各項目について定められた点数の範囲内で得点を与え、CD116 陽性急性骨髄性白血病および若年性骨髄単球性白血病を対象とする非ウイルス遺伝子改変 GMR CAR-T 細胞の FIH 医師主導治験の実施支援業務選定委員会の委員が各々評価した結果の合計得点を当該提案者の得点とする。

4 評価項目

(1) 業務の実施方針【20点】

業務についての具体的な進め方、考え方、医療を取り巻く外的な環境認識等が仕様書に沿った適正なものであり、無理なく確実に実施できるものであるか。業務実施方針が令和5年3月31日まで継続する可能性があることを考慮したものであるか。

(2) 業務スケジュール【20点】

仕様書に記載している各業務の作業スケジュール、スケジュール管理方法等が、効率的で効果的であるか。また、確実に実施できるものであるか。業務が令和5年3月31日まで継続した場合、実施可能な業務スケジュールであるか。

(3) 業務体制【20点】

本業務の実施体制（役割分担、作業場所、担当者の実績及び資格等を含める）が本業務を遂行するにあたり、無理なく確実に実施できるものであるか。

(4) 業務実績【20点】

医師主導治験の実施支援業務の提案者の受託実績が本業務を遂行するにあたり、十分であるか。

(5) 見積額【30点】

見積金額による評価。

(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価【3点】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※1 面接（プレゼンテーション）では、発表・表現方法の巧拙を評価項目としない。

※2 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.4点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝1点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点